

指名停止措置簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
森松工業株式会社	代表取締役社長 松久 晃基	大臣許可 (般・特) 第15811号	岐阜県本巣市 見延1430-8

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和3年3月8日から令和3年9月7日まで (6月)
指名停止の理由	<p>兵庫県赤穂市が発注した配水池整備工事において、森松工業株式会社の社員が、同市水道課浄水施設担当課長兼浄水係長に対して行った贈賄の容疑により、令和3年1月23日、兵庫県警に逮捕されたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第3号のイ(贈賄)に該当 同要綱の取扱いの別表第2関係1の(3)のイ(県外の他の公共機関の職員に対する贈賄)に該当</p>